松延サッカークラブ規約

第１条（名称）

本クラブも名称は、「松延サッカークラブ」（略称　松延ＳＣ）（以下、当クラブと表する）とする。

第２条（所在地）

当クラブの所在地を以下の住所とする。

神奈川県平塚市XXX（個人宅につき、HP掲載不可）

第３条（目的）

当クラブは、サッカーの技術向上と普及を通して、健全な心身の育成を図ることを目的とする。

第４条（構成）

当クラブは、小学生および未就学児のチームで構成する。

第５条（構成員）

当クラブは、以下の構成員によって組織する。

・選手
・選手保護者
・指導者
・外部審判員

うち、選手は、小学生および未就学児とする。

第６条（役員）

当クラブは次の役員を置く。

・代表者　１名
・会計　　２名（保護者、指導者から各１名）

第７条（入会資格及び手続）

当クラブに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、選手は保護者の許可を必要とする。
所定の入会申込書に必要事項を記名捺印し、提出することとする。
選手の入会をもって、保護者も入会したものとする。

第８条（会費）

入会費は不要とする。
会員のうち、選手またはその保護者は、半年に１回、原則として4月と10月に、15,000円の会費を納めるもの
期の途中で入会した場合の会費は、月額2,500円×月数とする。
ただし、未就学児は、スポーツ保険加入費用のみを納めるものとする。

第９条（退会）

選手および選手保護者は、選手の小学６年生の３月末をもって、自動的に退会とする。
選手の都合により退会する場合は、口頭、電子または書面により学年担当の指導者または代表者に申し出る
申し出があった月の翌月以降の会費は、月額2,500円×月数を返金する。

第１０条（財務）

活動に必要な費用は、会計が適正に管理を行い、求めに応じて随時代表者および会員の閲覧を受けるものと

第１１条（運営）

当クラブの運営は、原則として月１回の指導者・父母会代表者の会議（コーチ会議と称する）で決定し、
状況により口頭または電子により随時変更するものとする。
当クラブは年１回総会を行い、年間の活動報告、会計報告、その他について審議を行う。
議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
議事は資料の送付、口頭、電子または書面によって同意を確認することで、総会に代えることができる。

第１２条（改正）

この規約は構成員うち、選手保護者および指導者の過半数の同意をもって改正することができる。

第１３条（設立年月日）

当クラブの設立年月日は、１９７８年４月１日とする。

第１４条（規約施行日）

本規約は、初版を２０２０年５月１日より施行する。
第２版を、２０２０年６月１５日より施行する。